

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時58分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、萩原明美君、6番、十河京子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、志岐英代君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議題、議案第1号 農用地言利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年9月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年10月12日提出。榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、産業振興課、志岐課長補佐から説明いたします。

議長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしく願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案2件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は山子田の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字宮室980番2。現況地目は畑。面積は1,414平米となっております。借手は長岡の農事組合法人で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年

11月1日より3年間で、令和7年10月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方。使用貸借の設定で、農地の所在は新井字大川1279番1ほか4筆。現況地目は田及び畑。面積は8,041平米となっております。借手は長岡の農事組合法人で、利用目的は水田利用及び普通畑利用。貸借期間は令和4年11月1日より3年間で、令和7年10月31日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明願います。

事務局。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

農地の所在は、榛東村大字山子田字新保654番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,056平米です。権利種別は3条の有償移転。内容は売買となっております。譲渡人の方は前橋市の方です。経営面積は自耕作地10.6アール。申請事由につきましては農地の管理ができず困っていたところ、譲受人より申出があり応じることとしたとのことです。譲受人の方は榛東村広馬場の方です。経営面積は自耕作地65.7アール。申請事由は農業及び造園業を営んでいるが、経営規模拡大のため造園用植木の苗木育成用地として申請地を譲り受けたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人。

なお、議案書8ページに番号に関する農地法第3条調査書を添付しております。
また、番号1については、9月定例会で保留となった継続審議事案となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、湯浅君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

議案第2号、1番ですが、先ほど事務局の説明のとおり9月に保留となった案件ですが、定例会の後の農地相談で譲受人から、木が大きくなって周囲に影響を与えないかということで保留になったんですが、農地相談で譲受人から植えるのがサツキやツツジなどの低木だということで、木は大きくならないものだということですので、周囲に影響がないので、許可相当と思われますので、審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2について、事務局、説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2についてご説明します。

議案書は7ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

農地の所在は榛東村大字山子田字南野2553番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積が1,645平米。権利の種別は3条有償移転。内容につきましては売買です。譲渡人の方は榛東村山子田の方です。経営面積は自耕作地58.9アール。申請事由につきましては農地の管理ができず困っていたところ譲受人より申出があったため、申請地を譲り渡したいとのことです。譲受人の方は榛東村長岡の方です。経営面積は自耕作地40.1アール、申請事由は多角的に営農しているが、経営規模拡大のため申請地を譲り受けし、野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員2人中2人です。

なお、議案書9ページに番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番、高橋です。

議案第2号、番号2についての説明ですが、ただいまの事務局の説明のとおりです。以前に長岡の農地というのがちょっと耕作されていないというのがあったのですが、既にタマネギ等作付しているように伺っております。場所については、役場より北の南野の信号から北に、河川に沿ったところになっています。現地確認調書で4ページのところになっております。隣接するところが宅地、それから南側が農地という、一部農地にかかっております。地区担当といたしまして、許可相当と思われまので、皆様のご審議のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見はございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第4号

議 長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は11ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

農地の所在は榛東村大字山子田字坂爪1017番5。地目は登記簿、現況ともに田。面積は500平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は榛東村山子田の方です。譲受人は榛東村新井の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等につきましては一般住宅108.47平米とのことです。転用理由につきましては、譲受人は現在実家に居住しているが、子供が生まれ手狭となったため、新居の建築を考えていたところ、譲渡人と話がついたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、

申請地を譲渡するとのこと。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番の高橋です。

議案第4号、番号1についての説明については事務局の説明のとおりです。

若干補足説明をさせていただきたいと思います。

場所については、これは県道新井榛名と言うんでしょうか、そちらの道路より畑を1つ隔てて南になっております。実際、その隣接する716平米については、前々回の申請により、実際田んぼであったのですが、宅地ということで申請が許可されております。こちらの農地についても、実際ちょっと以前に田んぼだった関係で低い土地ではあるのですけれども、宅地ということで、その下の田んぼについては、今、管理しているだけの田んぼになっております。それで、東側のところには擁壁を打って、北側についてはもう既に石垣が積んであります。それで、雨水については自然浸透、それから下水については公共下水がすぐ前の南の村道に通っておりますので、そちらに接続ということでありますので、隣接する農地に関しては雨水等、擁壁を打ってということなので、特に隣接する農地に関しては心配がないという様に地区担当として思っております。担当者として許可相当と思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 議案第5号、番号1について説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は14ページをご覧ください。

農地の所在は榛東村大字新井字八幡547番2。地目は登記簿が畑、現況が宅地。面積が231平米です。権利の種別は非農地証明。所有者の方は榛東村新井の方です。非農地の事由につきましては、昭和22年月日不詳から宅地として利用しているので、証明願いますとのこと。

備考ですが、証明の範囲、要件はその土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情、実態が真にやむを得ないと農業委員会で認めたものとなっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 事務局より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡のり子君。

松岡委員 2番、農業委員、松岡です。

ただいま事務局より説明ありました1番の申請につきまして、少し補足したいと思います。

図面14、15ページをご覧ください。

申請地は長年、住宅用地として利用されており、現地確認していただいたとおり、申請地の北側は竹やぶになっており、庭と竹やぶ、南の土地は車庫と物置になっております。再び農地として利用される可能性もなく、非農地となった理由についてもやむを得ないと思われま。私としては問題ありませんので、証明相当と思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、番号1は原案のとおり承認といたします。

◎議案第6号

議長 次に、議案第6号 令和5年度榛東村農政施策に関する意見書についてを事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 議案第6号について説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

議案第6号 令和5年度榛東村農政施策に関する意見書について。

令和5年度榛東村農政施策に関する意見書の決定について意見を求める。

令和4年10月12日提出。

榛東村農業委員会会長。

次のページから意見書となりますが、例年、農業委員会から榛東村長宛てに次年度の農政施策の意見書を提出しているところです。定例会において委員さんの意見を伺いながら、ベースとなる前年度の意見書を改正しています。先日の班長会議において一度ご意見をいただき、字句の訂正や削除を行ったところですが、その他追加等、ご意見や改正点について皆様にお諮りいたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長 議案第6号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

もう水田の収穫も終わるところなのですが、次回でいいと思うのですが、この経営安定所得対策に加入している人がいると思うのですが、その数字を教えてもらえればと思うので、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局 すみません、数字というのが具体的に何でしょう、何の数字。

小川委員 だから、経営安定対策の申し込みとか、飼料米を作っているとかそういうんで、4月のときに出しているはずでしょ、申込用紙を。

事務局 はい。じゃ次回の定例会までに用意するという形で。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 4番、村上です。

多面的機能支払交付金ってあるのですが、これちょっと勉強不足で分からないので、もう一度説明していただければありがたいのですが。

議長 事務局。

事務局 すみません、自分も直接の担当じゃないので、そこまで詳しいことは言えないのですが、多面的機能の支払交付金というのが地区で農業団体を持っている方たちに対して、耕作放棄地の解消など実績を上げてもらって、それに対して交付金を払っているという事業をやっていると思います。10区の飯塚さんとかが中心となってやっていたと思われま

議長 10区でやっているのはグリーンネットとあって、それが1反3,000円ぐらいだったかな、田んぼが。そういうので周りの草を刈ったり、水路が泥で埋まったら出したりとか、通りづらいところはU字溝をつけるとか、そういう交付金が10区で受けているのが年間120万位だったはず。書類が面倒臭くて、慣れている人じゃなきゃできないよ。だから、地域の田んぼの周り、道の草が伸びたとか、そういうので刈ったり、あとは遊休農地に子ども会でサツマを植えたり、空いている田んぼへ米を作ったりして。そういった事業が今言う多目的機能の支払交付金、もしそれが当てはまっているのだったらそうだと思うよ。

あれは、だって18区も以前にやっていて、そういう事務も全部やっていたよな。13区もやっていたよね。

村上委員 分かりました。

議長 ほかに何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、意見がないようですので、採決に移ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第6号 令和5年度榛東村農業政策に関する意見書については原案のとおり決定することとします。

◎議案第7号

議長 次に、議案第7号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第7号について説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

榛東村農作業労働標準料金について、農地法第52条(情報提供等)の規定により決定を求める。

令和4年10月12日提出。

榛東村農業委員会会長。

農業委員会で情報提供している農作業労働標準料金について、群馬県の最低賃金が改定されることから、村の標準料金についても見直しを行うというものです。

次ページをお開きください。17ページです。

上に現行と書いてあるのですが、現行の一覧表で、区分一般、作業名、農作業全般というところが最低賃金の改定がある都度、見直しを行ってきたところとなります。現行については、昨年度、令和3年度に改定され、870円となっておりますが、1ページ飛んで19ページをご覧ください。右上の群馬県の最低賃金、令和3年10月20日発行が865円だったのですが、令和4年10月8日から895円に改定されることから、村の標準料金についても見直しが必要になると思われま

す。先日の班長会議にて、1ページ戻っていただき、18ページの変更後案ですね。18ページに変更案とすることで定例会の審議にかけることとなりました。

なお、群馬県の最低賃金については895円ですが、慣例により1円単位で切り上げ、900円となっております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定することとします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 0時05分)